

事務事業計画書兼評価表(A表)

1 事務事業に関する基本情報				平成	29	年度
事業番号	835	事業名	町営バス事業費			
担当課	企画課	担当係	交通政策係			
総合計画に最も関連ある施策	施策	3	安心安全な暮らしづくり	連絡先	0858-76-0212	
	施策体系	2	道路・交通環境の充実	事業区分	□新規 ■継続	
	主な事業	町営バス事業				
予算区分	款	2	総務費	事業実施主体	■八頭町 □その他	
	項	1	総務管理費			
	目	18	交通政策費	計画期間	開始	平成22年度
	事業	835	町営バス事業費		終了	—

2 事務事業の概要

事業の対象	誰(何)に対してこの事業を行うのか記載 町民					
事業の目的	誰(何)をどうするためにこの事業を行うのか記載 公共施設・商店・主要な駅バス停等への町民の交通手段を確保して、利便性向上を図る。					
事業の内容	事業の規模や業務量などを具体的に記載 祝日を除く月曜日から土曜日、私都(片道17便)・大江(片道19便)、日曜日・祝日、私都(往復3便)・大江線(往復3便)、祝日を除く月曜日から金曜日、見瀬(往復3便)・細見(往復5便)・皆原(往復2便)・大御門國中(往復3便)、土曜日・日曜日・祝日、やずミニSL博物館(片道3便)の7路線の運行を行う。					
事業の手段	どういう方法、手順で事業を進めるのか、具体的に記載 バスを保有し、運行路線・時刻・料金を設定し、委託業務により2路線、直営により5路線の運行を行う。また、利用実態の把握のため、乗降調査を行う。					
事業の成果到達点	どんな成果を得たいのか、または、何がどうなれば達成か、具体的に記載 町民が快適で安全な生活を送るため、移動手段確保と利便性向上が図られる。					
根拠法令等	3	1. 法令(義務) 2. 法令(任意) 3. 条例 4. 規則・要綱等 5. なし			法令等名→	八頭町営バスの管理及び運行に関する条例

3 活動指標、成果指標

活動指標		単位	事業の手段を図るものさし			
	A	便	一日の運行便数			
	B					
	C					
	D					
成果指標		単位	事業の成果、到達点を図るものさし			
	E	千円	運賃収入			
	F	人	利用者数			
	G					
	H					

4 コスト

区分		単位	26年度	27年度	28年度		29年度		30年度
			実績	実績	目標	実績	目標	実績	目標
活動指標	A	便	31	33	34	34	34	34	34
	B								
	C								
	D								
成果指標	E	千円	5,512	4,792	2,411	3,290	3,100	3,169	2,865
	F	人	42,000	43,600	43,600	46,200	43,600	41,441	46,500
	G								
	H								
トータルコスト		千円	30,346	29,224	35,591	34,339	34,911	30,513	40,426
担当職員数		人	0.3	0.3	0.3	0.30	0.3	0.30	0.3
職員人件費		千円	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400
事業費		千円	27,946	26,824	33,191	31,939	32,511	28,113	38,026
事業費財源内訳	国庫支出金(交付金・補助金)	千円					500	241	500
	県支出金(交付金・補助金)	千円	5,240	5,998	7,500	7,096	7,000	6,735	7,800
	地方債(借入金)	千円							
	事業収入(使用料・参加費等)	千円	5,512	4,792	2,411	3,290	3,100	3,169	2,875
一般財源(単町費)		千円	17,194	16,034	23,280	21,553	21,911	17,968	26,851

事務事業計画書兼評価表(B表)

5 実施活動内容・成果(到達点)	平成	29	年度
<p>実施活動内容(具体的に)</p> <p>祝日を除く月曜日から土曜日：私都(片道17便)・大江(片道19便)、日曜日・祝日：私都(往復3便)・大江線(往復3便)、祝日を除く月曜日から金曜日：見槻(往復3便)・細見(往復5便)・皆原(往復2便)・大御門国中(往復3便)、12月～2月を除く土曜日・日曜日・祝日：ミニSL博物館線(1日3便)、の7路線の運行を行う。JR等との乗り継ぎのため、ダイヤ改正を行い利便性の向上を図った。</p> <p>成果(具体的に)</p> <p>公共施設・商店・主要な駅やバス停等への住民の交通手段を確保するとともに、ミニSL博物館線の運行により観光客の利便性向上を図ることができた。</p>			

6 事務事業の評価

評価項目	評価点	点数	チェックポイント	判断理由・評価コメント(具体的に記入のこと)
必要性 (町民ニーズ)	20	20	①必要性が高い	公共施設・商店・主要な駅バス停等への住民の移動手段確保と利便性向上が図られるなど多大な貢献があり、町営バスの運行の意義は高い。
		13	②どちらかと言えば必要性がある	
		7	③必要性が低い	
		0	④必要性がない	
妥当性 (町が行わなければならないか)	20	20	①町が行わないといけない	民間事業者では自主採算の公共交通運営が成り立たなかったことに伴う町営化であり、町が運営することは妥当である。
		13	②どちらかと言えば町が実施	
		7	③妥当性が低い	
		0	④妥当性がない	
効率性 (コスト削減の余地は無いか)	13	20	①効率的である	路線・運行時間・便数の見直しによる効果的な運営と、利用者数の増加や利便性の向上が課題である。
		13	②どちらかと言えば効率的である	
		7	③どちらかと言えば非効率的である	
		0	④非効率的である	
緊急性 (他事業に優先し実施する必要があるか)	13	20	①緊急性が高い	移動手段の確保は、日常生活を行う上で必要不可欠なものである。
		13	②比較的緊急性がある	
		7	③緊急性が低い	
		0	④緊急性がない	
成果 (目的の達成状況)	13	20	①成果が上がっている	小学校統合に伴うスクールバスの運行開始により、全体としては利用者数が大幅に減少しているが、路線別に見れば利用者が増加しているものもある。運賃収入は、前年度とほぼ同程度をとなっている。住民の移動手段確保と利便性向上という面では、成果は上がっている。
		13	②どちらかと言えば上がっている	
		7	③どちらかと言えば上がっていない	
		0	④成果が上がっていない	

一次評価	事業の方向性	点数	評価点合計	判定に至った理由
2	1、拡充する	80点以上	79	バス路線を整備・運営することで、中山間地域における生活交通を確保することができている。小学校統合に伴うスクールバスの運行開始により、乗車人数は大幅に減少したものの、運賃収入は前年と同程度となっている。生活交通の確保を大前提とし、利用者のニーズに応じた運行便数・時間帯及び運行路線の見直しを継続的に行っていくことが必要と考える。
	2、現状維持	60～79点		
	3、改善・効率化し継続	50～59点	2	
	4、見直しの上縮小する	40～49点		
	5、終期設定し終了	30～39点		
	6、休止	20～29点		
	7、廃止	19点以下		

二次評価	事業の方向性	判定説明・意見
2	1、拡充する	町営バス事業は、採算性等を理由とした民間事業者の事業撤退等を背景として、自家用車等を保有されない町民の方々の生活交通を行政が確保するという趣旨のもと平成22年度に導入したものであり、必要性の高い事業であるとする。平成27年度からは、保育所の適正配置に伴う通園バスとしても利用され、町営バスの効率的な活用も図られているところである。また、運賃収入が運行以来減少し続けている状況にあるなかで、より多くの方に利用される公共交通機関とするため、平成28年度には運賃100円均一・低廉化を導入し、これにより利用者の増加を図ることができたことは大きな成果であるとする。採算性が低く民間事業者が撤退したという地域性もあり、また、高齢化や人口減少のなかにあつて生活交通を確保していく必要性は高いため、町営化以来随時行ってきた利用者の意見等を反映した路線や運行時刻、便数等の運行面での見直しを今後も継続して行っていただきたい。また、新たに運行を開始しているミニSL博物館線においては、観光客に対する利便性向上を図ることができているため、今後は観光面においても貢献度を高めるような取組をさらに進めていただきたい。
	2、現状維持	
	3、改善・効率化し継続	
	4、見直しの上縮小する	
	5、終期設定し終了	
	6、休止	
	7、廃止	

7 課題及び今後の方向性

課題	事業活動に当たり、一番の問題と捉えていること。重点的に手当てする事柄、改善点、工夫したい箇所
	利用者のニーズに応じて運行時間・便数等を継続的に見直していくことで、利用率の増加を図る必要があると思われる。
今後の方向性	上記課題を解決していくため、次年度どんな活動を展開していくのか
	利用者や町民の意見を的確に把握し、運行路線・便数・時間等を継続的に見直していく。